

議員提出議案第3号

議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部改正について

標題の議案を次のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和5年9月5日提出

提出者	藤井寺市議会議員	長尾匡浩
同	同	水谷雄路
同	同	横山太喜
同	同	生田達也
同	同	河井計実
同	同	國下尊央
同	同	花崎由貴子
同	同	松木洋介
同	同	伊藤政一
同	同	木下  誇
同	同	片山敬子
同	同	山本忠司
同	同	岡本  光
同	同	畑  謙  太  朗

提案理由

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例中に引用部分を追加するほか、その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和4年藤井寺市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「されるべき議員報酬の額」の次に「（同条例附則第5項により減額されている場合は、その額）」を加える。

第7条第1項中「第2条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和4年藤井寺市条例第33号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(議員報酬の減額)</p> <p>第4条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき議員報酬の額 <u>（同条例附則第5項により減額されている場合は、その額）</u> から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる減額割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(議員報酬の減額)</p> <p>第4条 議員が市議会の会議等を長期欠席した場合における議員報酬の額は、議員報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該議員報酬の額に次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間に応じ、それぞれ右欄に掲げる減額割合（以下「減額割合」という。）を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>(略)</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(議員報酬の一時差止処分)</p> <p>第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、議員報酬等条例<u>第3条</u>の規定にかかわらず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給は、全員協議会での決定により一時差し止める。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(議員報酬の一時差止処分)</p> <p>第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束する処分（以下「逮捕等」という。）を受けたときは、議員報酬等条例<u>第2条</u>の規定にかかわらず、逮捕等を受けた日から逮捕等を解かれる日までの期間（以下「逮捕等期間」という。）に係る議員報酬の支給は、全員協議会での決定により一時差し止める。</p> <p>2～4 (略)</p>